

告 示

埼玉県告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和七年関東地方整備局告示第百四十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

三 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画道路事業三・三・七十七号三郷流山線

四 事業施行期間

令和七年四月四日から令和十七年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県三郷市大字半田字上ノ割、字五反田及び字七反田、大字采女新田字會野谷並びに新三郷ららシティ三丁目並びに埼玉県吉川市大字道庭字堤外地内

ロ 使用の部分

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目並びに埼玉県吉川市大字道庭字堤外及び美南三丁目地内